

枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例

平成28年8月2日

条例第21号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この
条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96
条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、
予定価格150,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければな
らない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若し
しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メ
ートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ
若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。